

厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業

計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間  
の改定に伴う効果検証についての研究  
令和元年度 総括研究報告書

# 巻末資料

## 研究2. 巻末資料1.

### ■研究2. 一次分析結果. 計画相談支援（ケアマネジメント）の質に関する全体分析

【コアカテゴリー】	『カテゴリー』	【サブカテゴリー】（コード照合番号）
【領域別のケアマネジメントの目的・特徴】	『加齢と疾病に伴う体調変化の予後予測を踏まえた対応を行う高齢領域のケアマネジメント』	[老化現象と疾病による機能低下を踏まえた予後予測に基づく支援を行う高齢領域のケアマネジメント](A-2)
	『心身状態の変化に対応した柔軟・円滑な支援がその人らしい生活を支えることが高齢領域のケアマネジメントの質』	[利用者の心身状態の変化をこまめに把握し、柔軟・円滑に支援できること支援の目的はその人らしい生活を送れるように支援する] (A-3)
	『低下した機能を向上することが高齢介護のサービスの質』	[低下した機能を向上することが高齢介護のサービスの質] (A-3)
	『児童の発達の視点から獲得のプロセスを支援する児童のケアマネジメント』	[「発達」の視点からとらえ、持っている発達が最大限に伸ばせるよう、獲得するプロセスをいかに援助するかが児童のケアマネジメント] (C-1)
	『発達の最近接領域を適切に捉え支援することが発達領域の支援の方法』	[最近接領域、「めばえ」、「かまえ」を適切に支援するのが発達領域] (C-2)
【計画相談支援とケアマネジメントの関連】	『計画相談支援の質をケアマネジメントの質と言ってよいのかという問題提起』	[計画相談支援の質≠障害者のケアマネジメント](K4-1)
	『計画相談支援はケアマネジメントである』	[計画相談の役割はケアマネジメントにある](B-3)
【障害福祉領域における相談の構造・機能・役割】	『相談における業務範囲・役割の未分化』	[計画相談支援と相談支援の区分の不明瞭さ](K4-5) [計画相談支援と相談支援の明確な区別ができていない実態](K4-6)
	『相談体制や目的は介護保険と共通点あはっても、その成り立ちの経緯があり、明瞭に分かれた役割ではない』	[介護保険と障害福祉サービスの計画作成の仕組みができる経緯の相違と、どちらもエンパワメントや意思決定を行うこと、ケアマネジメントの範囲を超えた支援領域があり基幹型や地域包括と連携するという仕組みの共通性]
	『三層構造の障害福祉領域の相談の一層目はケアマネジメントでサービス利用に関して整理し、それ以外のことは二層目で担当するという整理でH30年度報酬改定を行った』	[一層目の計画相談支援はサービス利用に関することをケアマネジメントで、二層目の相談支援はサービス利用以外やサービス利用に時間を要するケースという考えにもとづきH30年度報酬改定は行った](B-4)
	『三層目の役割は基幹型相談支援センターが担い、人材育成と地域課題の抽出・解決である』	[三層目の基幹型相談支援センターは、相談支援専門員の人材育成や地域課題の抽出と解決に向けた取組みを行う役割を担う]
	『各層から構成されるからこそ相談支援がより一層充実する』	[3つの層から構成される相談体制がより相談支援を充実させる仕組みであり、計画相談支援はその中の一つで、平成30年に報酬改定が行われたという位置づけ](B-6)
【相談支援の目的】	『相談支援の目的は本人の安心した地域生活の継続で、コミュニケーションを通じ、利用者への理解、課題が解決されることを利用者が実感できること。』	[相談支援の目指すことは活動の運動性によるもので、それは会い、コミュニケーションをとり、本人を理解し続けようとするのが本人に伝わり、具体的な結果を出すという考えで、それが相談支援の目指す、本人が安心して地域で暮らすことに繋がる] (B-9)
【計画相談支援の目的】	『計画相談支援の目的は①本人の安心した地域での暮らしの実現、②適切なサービス利用に繋ぐ、であり、計画相談支援の質や評価となり得る。』	[計画相談支援の目的には二つあり、一つは本人が地域で安心して暮らせるようにすること、二つめに適切なサービス利用に繋げること、である] (B-10)

【コアカテゴリー】	『カテゴリー』	[サブカテゴリー] (コード照合番号)
【計画相談支援の質の評価の視点】	『全体の管理を担う計画相談支援のチームケアと、支援の全行程を確認・支援する視点』	[計画相談は全体の支援にかかわる職種として、目標設定、適切なサービスの確認はもちろんのこと、そのチームが目標設定・適切な進行管理であるかを確認する。] (C-3)
	『法文化された日常生活・社会生活が保障されるよう、インフォーマルサポートも含めた計画作成が推奨されている』	[障害分野全体の計画相談支援という観点から、自立と社会参加は法文化されている。特に社会参加となればインフォーマルサポート含めた計画作成が求められる。] (E-1)
	『相談支援で持つべき前提は、整理された主訴などなく、それを見極められるということ』	[主訴は、サービス利用とはかぎらないし、明確であるとも限らない、むしろ整理されず入り混じっている] (E-2)
	『計画相談支援の質とは、自立支援と社会参加を目指し、一連の過程を通じて、利用者に対応策の選択ができるように支援すること』	[計画相談の質とは、自立と社会参加に向けて、サービスや人とのつながりを広げていくという相談支援を行いながら、計画相談支援の一連の過程を用いて、利用者が対応策を選択できるよう支援すること。] (E-3)
	『倫理基盤に、相談援助技術を用い信頼関係が形成され、一連の支援過程が可能となるが、結果よりも重要なのはプロセスであって、プロセスこそ質そのものである』	[計画相談支援に必要な技術は、倫理の礎の上に会話を通じて信頼関係を構築できる面接技術があること、その土台をつくって一連のケアマネジメントの過程が行えることだが、結果としてうまくいくこともあればそうでない場合もあるのが現実で、結果よりも重要なのは支援過程である。] (E-4)
	『政策に位置付けられた支援の質の議論は、質の評価に繋がりが、方法論に客観性や再現性が問われる』	[質の概念や定義を議論することは、質の指標を議論することに繋がるため、誰が行ってもブレない判断基準が必要になることから、先行してケアマネジメントを導入した介護保険では今も行き詰って前に進めない現状がある] (A-1)
	『確固たるアウトカムはなくとも適切な構造と過程を基盤にして出た結果は、アウトカムとしての適切さがあると考えられるようになっている』	[適切な構造と過程を基盤に行った結果は、アウトカムとして評価して良いとされるアウトカム評価の考え方] (A-2)
	『効果・効率性・負担のバランスも質の一つである』	[社会保障制度としての効果・効率性・負担の調和という観点の計画相談支援の質] (A-3)
	『評価を検討する際に必要な視点としての、個々人の自立支援・社会生活への配慮、ドナベディアンモデルと効率・効果・費用との調和』	[求められているのは、自立支援や社会参加を目指すことは当然ながら、ストラクチャー・プロセス・アウトカム／効率・効果・費用の調和を意識した議論の必要性] (A-4)
	『ドナベディアンモデルを用いた効果・効率性・費用の前には、必ず利用者のオートノミー、インディペンデンスの流れが確保されるよう制御しなければならない』	[ドナベディアンモデル等質の評価が優先され、利用者個人の意思決定が軽んじられないよう制御する必要がある] (A-5)
	『計画相談のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現』	[計画相談のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現] (D-1)
	『社会参加や自己決定、最終的には社会資源の創出まで行うことができれば最高に質の高いケアマネジメントである』	[社会参加や自己決定、最終的には社会資源の創出まで行うことができれば最高に質の高いケアマネジメントである。] (K4-3)
	『専門職が介入したことの効果・価値は満足度より納得度』	[利用者からみた評価の視点は納得度] (A-6)
	『チームマネジメントの実行状況がケアマネジメントの質の一つ』	[1人では時間や能力の限界点が低い。おなじ結果を出すにもチームでやるから一人あたりの負担を下げるができる。それがマネジメントの質] (A-7)
	『評価を複眼的にみればモニタリング実施回数、面接を行う力、計画とそれぞれの質がある』	[モニタリング実施頻度の高まりの効果は、利用者の意向が反映されたかはもちろんだが、計画がいかに変化しのか、良いものになったのかを評価する視点も必要] (K3-2)
	『計画相談支援のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現』	[計画相談支援のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現] (K2-1)
	『家族の感謝の言葉やな得度など重要でも数値化できない評価項目の存在』	[家族の納得度や感謝の気持ちなど数値化できなくても重要な評価項目は存在する] (A-5)
	『子どもの分野では、統合保育・統合教育も重要で、ソーシャルインクルージョンの視点は意思決定と並んで重要な視点となる』	[子どもの分野では、統合保育・統合教育も重要で、ソーシャルインクルージョンの視点は意思決定と並んで重要な視点となる] (K3-4)
	『声なき声をききとちからといった児童の意思表明と意思決定の支援』	[子供も含めれば、意思表明だけではなく、教育的な関わりも時に必要となる、声なきこえの受け止め方] (K2-2)
『教育的かかわりが有効なポイントを見極める』	[教育的かかわりや相談支援専門員の面談を通じて、自分の願いに気づくはたらきかけ] (K2-3)	

【コアカテゴリー】	『カテゴリー』	【サブカテゴリー】 (コード照合番号)
【計画相談支援の質を左右する要素】	『かかわりや付き合いの一連の過程が利用者の納得度を左右する要素』	【一連の過程があって納得するもので、かかわりやつきあいにに対する納得。】(E-5)
	『継続性は納得を得るために必要な要素であるが、一連を行えば良いのではなく、一連は利用者の状況に応じて展開は異なる』	【一連の過程とは、形式的手続き論ではなく、利用者の状況によって判断を要し、個々に応じて展開は異なるものであり、形骸化すれば無意味である】(E-7)
【計画相談支援の課題】	『利用者の意向を反映することが計画相談支援の質でありながら、その技術に欠けることが相談員の課題』	【計画相談の質は、利用者中心が前提だが、それを反映する計画の買い方の技術という点での未熟さが課題である。】(D-2)
	『文言が綺麗に整ったケアプランが質の高いケアマネジメントではない。』	【文言が綺麗に整ったケアプランが質の高いケアマネジメントかというそうではない】(K4-2)
【適切なモニタリング頻度を判断する要件】	『納得を得るための働きかけは、①利用者家族の話聴くこと、②専門職の見解を伝えること、③意思決定・自己決定の価値観等継続的な対話のことで、継続性を担保するだけの支給決定としてのモニタリングを明記する必要がある』	【納得のために必要なはたらきかけとは、利用者家族の話きくこと、こちらの見解を伝えること、意思決定や自己決定の価値観等対話を継続することで可能になるので、継続性を担保できる支給決定としてのモニタリング回数を明記する必要がある】(E-6)
【継続的ケアマネジメントの機能を発揮できる条件としての個別性に対応したモニタリング実施期間の判断】	『市町村が行うモニタリング実施期間の決定は、個別性より国の示す標準にそった判断にみえる実態』	【利用者の個別性に合わせて判断されるべきモニタリング実施期間を市町村では多くのケースに関し国が示す標準期間に沿って決定している】(B-7)
	『継続的ケアマネジメントの機能が適切に発揮される条件は、市町村が利用者個々に応じたモニタリング実施期間を判断できるようになること』	【継続的ケアマネジメントの機能を発揮するために、個々の利用者に合わせてモニタリング期間を設定するために何を見ればよいかを明らかにする必要がある】(B-8)
【モニタリング回数に影響する自治体のモニタリングの意義・価値理解】	『本人との関係性を重視した判断を行う自治体によるモニタリング実施回数と先行施行』	【自治体の方針として個別支援と地域支援を行うなかで本人との関係性を重視したモニタリング回数を判断し先行実施している】(G-1)
	『モニタリング実施頻度増に業務負担を訴える専門員と、政策として本人の地域で安心して暮らせることを中心的価値においてモニタリング実施頻度を判断した市町村』	【相談員は自分の業務が大変になったというが、政策的にはご本人を中心におき、地域で安心して暮らせること、そのための相談体制の整備を行う政策としてモニタリング実施頻度を設定した】(G-2)

研究2. 巻末資料2.

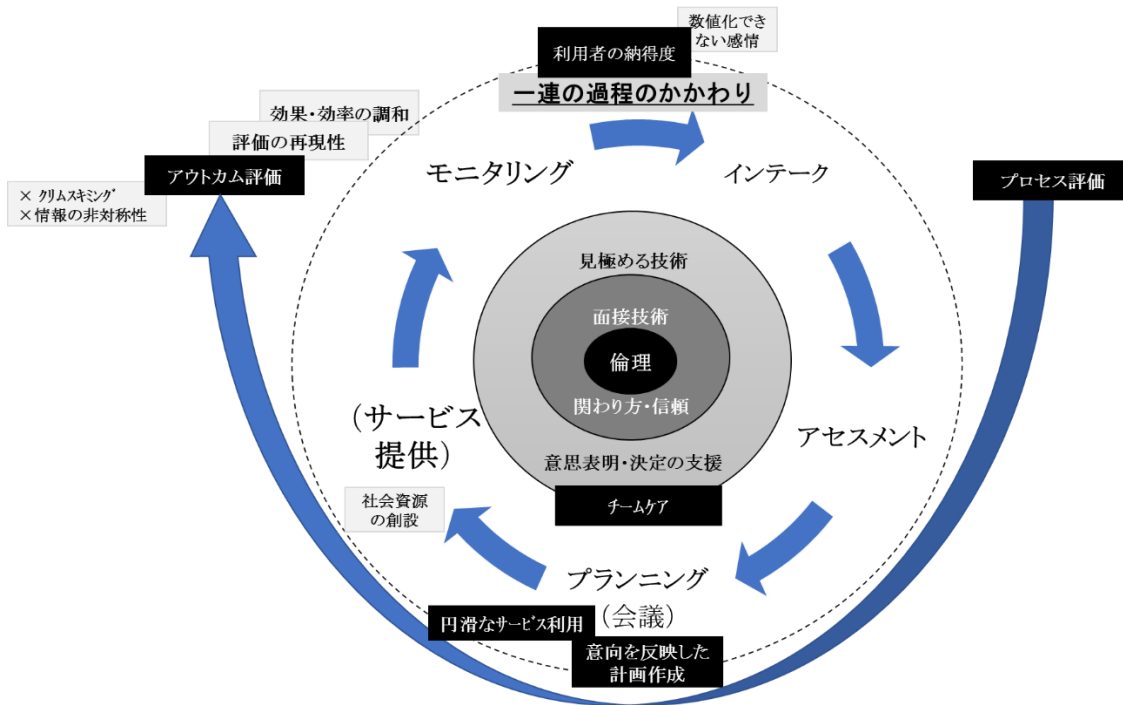
■研究2. 二次分析結果. 計画相談支援（ケアマネジメント）の質の評価指標・項目

	「計画相談支援の質」	「抽象化2」	「抽象化1」	「カテゴリ」
「計画相談支援の基盤を成すもの」	「倫理」	倫理基盤	倫理の礎に相談援助技術を用い信頼関係を構築して一連の支援を行うこと	『倫理基盤に、相談援助技術を用い信頼関係が形成され、一連の支援過程が可能となるが、結果よりも重要なのはプロセスであって、プロセスこそ質そのものである』
	「面接技術」	面接技術	主訴を見極める面接技術	『相談支援で持つべき前提は、整理された主訴などなく、それを見極められるということ』
		面接技術	倫理の礎に相談援助技術を用い信頼関係を構築して一連の支援を行うこと	『倫理基盤に、相談援助技術を用い信頼関係が形成され、一連の支援過程が可能となるが、結果よりも重要なのはプロセスであって、プロセスこそ質そのものである』
		面接技術	面接技術	『評価を複眼的にみればモニタリング実施回数、面接を行う力、計画とそれぞれの質がある』
	「関わり方」	かかわりの見極め	教育的かかわりの必要性を見極める力	『教育的かかわりが有効なポイントを見極める』
	「見極める技術」	見極める技術	主訴を見極める面接技術	『相談支援で持つべき前提は、整理された主訴などなく、それを見極められるということ』
	「信頼関係」	信頼関係	倫理の礎に相談援助技術を用い信頼関係を構築して一連の支援を行うこと	『倫理基盤に、相談援助技術を用い信頼関係が形成され、一連の支援過程が可能となるが、結果よりも重要なのはプロセスであって、プロセスこそ質そのものである』
	「一連の過程のかかわり」	一連の過程	全行程管理・支援を行う視点	『全体の管理を担う計画相談支援のチームケアと、支援の全行程を確認・支援する視点』
		一連のかかわり方	かかわり方の一連の過程連の過程/納得度	『かかわりや付き合いの一連の過程が利用者の納得度を左右する要素』
		継続性と一連性	継続性/一連/納得度/利用者の状況に応じ	『継続性は納得を得るために必要な要素であるが、一連を行えば良いのではなく、一連は利用者の状況に応じて展開は異なる』
「意思表示・決定支援」	意思決定支援	特に児童の分野での意思表示と意思決定の支援	『声なき声をききとるちからといった児童の意思表示と意思決定の支援』	
	意思決定支援	自立支援・社会参加を目指した支援過程の中で示す対応策の選択肢をすること	『計画相談支援の質とは、自立支援と社会参加を目指し、一連の過程を通じて、利用者に対応策の選択ができるように支援すること』	
	意思決定支援	自己決定・社会参加の支援	『社会参加や自己決定、最終的には社会資源の創出まで行うことができれば最高に質の高いケアマネジメントである』	
「一連の過程を通じた支援」	「チームケア」	チームケアの質	チームケア	『全体の管理を担う計画相談支援のチームケアと、支援の全行程を確認・支援する視点』
		チームケアの質	チームマネジメントの質	『チームマネジメントの実行状況がケアマネジメントの質の一つ』
	「意向を反映した計画作成」	計画作成の質	インフォーマルサポートも活用した日常生活・社会生活の支援を行う計画作成	『法文化された日常生活・社会生活が保障されるよう、インフォーマルサポートも含めた計画作成が推奨されている』
		意向を反映した計画作成の質	計画相談支援の質は、利用者の意向を尊重した計画作成	『計画相談のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現』
		意向を反映した計画作成の質	計画作成能力	『評価を複眼的にみればモニタリング実施回数、面接を行う力、計画とそれぞれの質がある』
	「円滑なサービス利用」	円滑なサービス利用	利用者の意向を尊重したケアプラン	『計画相談支援のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現』
			計画相談支援の質は円滑なサービス利用の実現	『計画相談のケアマネジメントの質は、利用者の意向を尊重したケアプラン作成、円滑なサービス利用の実現』
「社会資源の創出の提案」	社会資源の創出の提案	社会資源の創出に向けた提案	『社会参加や自己決定、最終的には社会資源の創出まで行うことができれば最高に質の高いケアマネジメントである』	

	「計画相談支援の質」	「抽象化2」	「抽象化1」	「カテゴリー」
「質の指標と関連事項」	「プロセス評価」	プロセス評価	重視すべきは結果よりプロセスの質	『倫理基盤に、相談援助技術を用い信頼関係が形成され、一連の支援過程が可能となるが、結果よりも重要なのはプロセスであって、プロセスこそ質そのものである』
	「アウトカム評価」	アウトカム評価	適切な構造及びプロセスによる実践で導かれた結果は、アウトカムの評価を行うに値するとの考え	『確固たるアウトカムはなくとも適切な構造と過程を基盤にして出た結果は、アウトカムとしての適切さがあると考えられるようになっている』
	「評価で問われる再現性」	問われる再現性	質の評価で問われる再現性	『政策に位置付けられた支援の質の議論は、質の評価に繋がり、方法論に客観性や再現性が問われる』
	「効率・効果の調和」	効率・効果の調和	社会保障制度の一環である以上、効果・効率・負担のバランスがとれていること	『効果・効率・負担のバランスも質の一つである』
	「クリムスキング/情報の非対称性」	個人の自立をドナベディアンモデルに照合させた場合のバランス	利用者個人の自立支援・社会参加と、効率性・効果性・費用負担の全体の調和を考慮する視点	『評価を検討する際に必要な視点としての、個々人の自立支援・社会生活への配慮、ドナベディアンモデルと効率・効果・費用との調和』
		アウトカムありきの誘導は厳禁	アウトカムありきの誘導や利用者の逆選択はあってはならず、中心は利用者の意思決定	『ドナベディアンモデルを用いた効果・効率性・費用の前には、必ず利用者のオートノミー、インディペンデンスの流れが確保されるよう制御しなければならない』
	「数値化できない感情」	数値化できない感謝の気持ち	数値化できない家族の感謝の気持ち	『家族の感謝の言葉や納得度など重要でも数値化できない評価項目の存在』
	「利用者の納得度」	専門職介入で得た納得度	専門職の介入による利用者の納得度(満足度ではない)	『専門職が介入したことの効果・価値は満足度より納得度』
納得度		かかわり方の一連の過程連の過程/納得度	『かかわりや付き合いの一連の過程が利用者の納得度を左右する要素』	
納得度		継続性/一連/納得度/利用者の状況に応じ	『継続性は納得を得るために必要な要素であるが、一連を行えば良いのではなく、一連は利用者の状況に応じて展開は異なる』	

## 研究2. 巻末資料3.

■研究2. 図1. 計画相談支援等（ケアマネジメント）の質の評価指標・項目の関連図



### 研究3. 巻末資料4.

■研究3. 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者からみたモニタリング実施の実態. 相談支援専門員の結果

【コアカテゴリー】	『カテゴリー』	[サブカテゴリー]	コード
【利用者の支援で核としていること】	『利用者の希望・意欲・強みの重視』	[ストレングスモデルによる利用者理解]	<利用者の課題だけでなく、強み(できていること)にも着目する(ストレングスモデル)>
		[チャレンジ・目標など利用者本人の未来に向けた関心の聴取]	<チャレンジしたいこと, したい生活や目標など本人の関心が何か出てくるように話を聴く>
		[利用者の「思い」の重視]	<利用者の「思い」を大切にして支援を組み立てる>
		[利用者の「思い」の背景理解]	<利用者の「思い」の背景, ライフヒストリーを把握するためのアセスメント実施>
		[利用者の意欲の重視]	<利用者の「意欲」を大事にし, 表情やしぐさ等から本心を汲み取る>
	『利用者中心の意思決定支援』	[楽しみを見つけるという計画作成のプロセスを楽しむ配慮]	<やりたいことや楽しみを見つけることにスポットをあてて計画そのものが楽しい経験になる配慮>
		[非言語的に示される利用者本人の意思にも着目して行う意思決定支援]	<しぐさや行動で示すことも汲んで意思決定支援するのが本人中心支援>
	『利用者との関りの継続』	[前回からの継続性を持たせた面談の実施]	<前回からの継続性に留意して面談を行い, 利用者への関心を示す>
		[利用者との関りの継続]	<利用者にも長く関り続け, エンパワメントにつながる提案を行う>
	『面談の重視』	[面談による利用者の意欲理解]	<利用者の「意欲」を読み取るには面談することが大事>
		[面談への注力]	<利用者との面談を重視し, 集中する>
	『サービス等利用計画の内容・立案方法の工夫』	[インフォーマルサービスの計画反映]	<インフォーマルなサービスも含めてサービス等利用計画案を作成する>
		[達成可能な目標設定]	<モニタリング期間を考慮し, 達成可能なものに絞って目標設定する>
		[チームケア体制の構築]	<本人も含めた関係者で利用者の希望を確認・共有し, 関係事業所の強みも生かしつつ, その実現を支援するチームをつくっていく>



	『チームでの利用者支援(チームケア)』	[チームケアのための事業所等との良好な関係構築]	<事業所等関係者との情報共有・調整を丁寧に行う>
		[利用者・事業所の調整役としての支援]	<利用者のニーズをみたすのは事業所の役割であり, 相談支援専門員はその後方支援・調整を行うという位置づけ>
	『相談支援専門員としての姿勢・スタンス』	[自身の価値観にとらわれない利用者理解]	<自分の常識・考えを利用者に押し付けない>
		[相談支援専門員としての自己管理]	<相談支援専門員自身が体調を崩さず, 笑顔を絶やさない>
		[利用者の意向等の変化を全面的に受けとめる姿勢]	<利用者・家族の意向等の変化に動じず, すべて受けとめる>
	【相談支援専門員からみた質の高いモニタリング】	『頻回なモニタリングの実施』	[十分なモニタリング(時間)の確保]
[信頼関係構築・本音を聞き出すための頻回なモニタリングの実施]			<とにかく面談する。利用者が打ち解けるような会話が重要。 そのための面談技術の習得が必要。> <本音を聞き出す。そのためにはモニタリングを回数やることが大事。回数に比例する。>
『利用者のサービス利用に対する目的意識の明確化』		[サービス利用に対する希望・目的意識の変化への気づき]	<サービス利用に対する本人の気持ちの変化に気づくことができる。>
		[利用者のサービス利用に対する目的意識の確認・言語化]	<「サービスをなぜ利用するのか」といった目的について話をする。>
		[利用者の本音の把握・整理]	<面談の際に, 本人に気持ちを出し切ってもらおう。単なるサービス計画ではなく, サービス利用により期待する変化(効果)を踏まえたものとするために, 前提として利用者の気持ち(本音)の整理が必要>
			<一方的に質問するのではなく, 利用者本人の発言を待ち, その発言やしぐさから意向を把握する>
			<本人の変化に気づくためには余裕をもって本人の語りを聞くことに徹する(相談支援専門員主導にならない)>

	『チームケアを意識したモニタリングの実施』	[チームケアを意識したモニタリングの実施]	<利用者の QOL につながるチームケアを実施することを意識して情報収集・共有する>
		[チームでの利用者の強み（できていること・良さ）の把握と共有]	<事業所からは、利用者の課題だけでなく、「できていること」「良さ」も必ず聞き出し、担当者会議等で共有する>
		[利用者の変化への気づきとチーム間での円滑な調整]	<利用者・家族のささいな変化に気づき、対応策について関係機関や本人・家族と調整する>
	『質の高いモニタリング実施のための事業所体制の構築』	[重大ケースが発生した際に事業所として集中的に対応できる体制の構築]	<大きな問題が起きているケースに対し、事業所として集中的に対応できる体制を構えておくのが質の高いモニタリング>
【相談支援専門員が捉えた改定後の変化】	『利用者との信頼関係の深まり』	[頻回な訪問による利用者との親密さ増]	<訪問回数が増え、利用者との近い関係が保てるようになった>
			<利用者との親密さが増した>
			<相談支援専門員は利用者にとってより身近に感じる存在になったと感じる>
		[利用者の相談支援専門員に対する認識は、相談できる人へと変化』	<本人から気軽に相談が来るようになるなど、利用者との関係性が深まった>
			<訪問回数が増えたことで、利用者の相談支援専門員に対する「相談相手・話し相手」として認識が深まった>
			<訪問回数が増えたことで、生活上の困りごとだけでなく、うれしかったこと等を積極的に話してくれるようになった>
		[利用者の相談支援専門員に対する認知向上』	<訪問回数が増えたことで、利用者に相談支援専門員を認識してもらえるようになった>
<頻回に訪問することで、意思表示が難しい利用者でもしぐさ・表情等から相談支援専門員を認知してくれていることが分かるようになり、信頼関係が築けた>			
『信頼関係の深まりによる』	[モニタリングを重ねたことによる利用者の真の』	<モニタリング頻度増により、本人・支援者双方が利用者の本当の思い（ニー	

利用者の変化』	思い（ニーズ）の把握]	ズ) に気づくことができた>
		<モニタリング頻度増により，利用者との信頼関係が深まり，本人が自発的に自分の障害のことを率直に話してくれるようになった>
『利用者との継続した関係性の維持』	[前回訪問時をベースとした会話の継続]	<利用者と「前回の続き」という感じで話せるようになり，関係性が途切れず継続できている>
		<訪問回数が増えて本人と前回からの進捗確認がしっかりできるようになった>
『利用者の安心感の向上』	[安心感向上による利用者からの緊急連絡の減少]	<モニタリング増とチームでの対応が本人の安心につながり，電話での緊急連絡の回数が減った>
	[頻回な訪問による利用者・家族の安心感の向上]	<訪問回数が増えたことが，利用者・家族の安心感につながっている>
『家族との信頼関係の深まり』	[家族の利用者支援に対する考えの変化]	<モニタリングによる面談の回数が増えたことで，家族との信頼関係が深まり，介護を家庭で抱え込みがちだった家族の意識が変化し，利用者本人の希望を応援するスタンスに変わった>
	[支援困難家庭との信頼関係の構築]	<ネグレクト等の課題を抱えた家庭に対し，改定を根拠に頻度高く訪問できるようになり，家族との信頼関係が構築できた>
	[支援者間での情報統一による家族の安心感の向上]	<相談支援専門員・事業所で情報が共有・統一され，家族の安心感につながった>
	[頻回な訪問・状況報告による家族との信頼関係の構築]	<訪問回数を増やし，都度，タイムリーに状況報告するようになったことで，コミュニケーションがとりづらかった家族とも信頼関係が築けた>
		<訪問頻度の高まりにより，関係性が深まる．家族の状況や意向も把握しやすくなる>
『家族の負担増』	[モニタリング増に伴う家族の負担増]	<モニタリング回数が増えることで，家族の負担感が増す>
『利用者の生活状況のタイムリーな把握と情報量の増	[容易になった利用者の状況把握]	<今回の改定で訪問頻度が高まったことにより状況把握はしやすくなった>
		<雑談も含めた本人状況確認，純粋なモニタリングの回数が増えた>

	加』	[利用者に関する情報の定着]	<モニタリング頻度の高まりにより利用者の状況はつかみやすくなり、相談支援専門員の記憶としても定着するようになった>
		[利用者の季節ごとの生活状況の把握]	<訪問頻度の高まり(在宅6ヵ月→3ヵ月)により、季節ごとの暮らしぶりなど利用者の生活状況を細かく把握できるようになった>
	『利用者の平常時/異常時の相違の把握』	[前回訪問時と対比や自宅・事業所での様子の違いの把握]	<前回訪問時との比較や自宅・事業所での様子の違い等で、本人の状態が理解しやすくなった>
		[利用者の異常時への気づきのベースとなる平常時の姿に対する理解の深まり]	<モニタリング回数が増えたことで、利用者に関する情報量が格段に増えた。利用者の通常時の様子をわかっていれば、異常時にすぐに気づける>
	『利用者の変化・課題の早期発見・対応』	[利用者の体調変化への気づき]	<利用者の体調変化に気づきやすくなった(知的障害者など自ら発信することが困難な人)>
		[利用者の変化の早期発見]	<状態が落ち着いている人でも訪問頻度が高まることで状況把握や関係性強化ができ、課題等の早期の発見や対応につながっている>
	『施設入所者の情報把握の向上』	[施設入所者・相談支援専門員双方のタイムリーな情報共有]	<施設入所者も訪問頻度が半年になったことで利用者・相談支援専門員ともに1年のときよりも確認や情報共有がしやすくなった>
		[施設入所者に対する相談支援専門員の認識向上による地域移行支援のイメージ確立]	<入所者の状況がつかみやすくなり、グループホーム等への地域移行支援もイメージしやすくなった>
	『改定を踏まえたモニタリング実施方法の改善』	[頻回なモニタリングを必要とする利用者に対する実施標準期間改定を活用したモニタリングの継続]	<グループホームへの地域移行者については1年間は毎月モニタリングできるが1年経過後は6ヵ月となってしまふ。引き続き頻回なモニタリングが必要なケースであり6ヵ月でも厳しい状態であるため、通院等介助を入れることで3ヵ月モニタリングできるようになり、助かっている>
		[モニタリング実施頻度増にあわせたモニタリング実施方法の改善]	<訪問頻度を高めるだけでなく、訪問時により効果的なモニタリングができるよう、本人の状況に応じて面談方法も変えた>

『改定による 相談支援事業 所の収入増』	[改定による経営改善効果]	<加算等により事業所の収入は増え、 経営的な効果はあった>
	[規定以上に行っていた 訪問活動に対する報酬の 付与（タダ働きが評価さ れた）]	<モニタリング月以外に行っていた訪 問活動も報酬として算定しやすくな った>
		<サービス提供時モニタリング加算は 従来行っていた訪問活動が報酬上評 価されるようになっただけ>
		<従来の頻度高く行っていた訪問活動 を報酬として計上できるようになっ た>
	<サービス提供時モニタリング加算は 従来行っていた訪問活動が報酬上評 価されるようになっただけ>	
[居宅介護のモニタリン グ標準期間改定による収 入増]	<改定で多忙になったが請求（収入）も 増えた。特に居宅介護の改定が寄与>	
[サービス提供時モニタ リング加算による収入 増]	<サービス提供時モニタリング加算は 全て取得しており、事業所の収入増に つながっている>	
『相談支援専 門員の業務 量・負担感の 増加』	[相談支援専門員の業務 量・負担感の増加]	<担当件数が多い相談支援専門員は、 モニタリング実施標準期間改定で業 務量が増え負担を感じている人が多 いと思われる>
『相談支援専 門員の業務 量・負担感の 増加』		<加算が増えるほど相談支援専門員が 事務に忙殺され、パーンアウトしてし まう>
		<報告書作成等の事務量が増え、モニ タリング回数増による移動時間等の 増加もあり、相談支援専門員の業務負 担が大きくなった>
『事務量と収 入を考慮した 際の採算性の 問題』	[改定による事務量の増 加と加算等による収入増 が見合わない]	<加算がとりづらく、事務量も増えた>
		<サービス提供時モニタリング加算 （千円）は報酬に対して業務量が見合 わないのでとらないという経営判断>
	[改定による収益増への 効果薄]	<改定に伴い人員増もはかったため、 事業所としての収支は変わらない（収 益増にはつながっていない）>
	[採算があわないという ネガティブ情報]	<相談支援専門員の担当件数は増える 一方であるのに対して、人員は増えな い。採算があわないというネガティブ

			情報が広まり、閉鎖する事業所も多くある>
		[担当件数の上限と適正な単価設定が必要]	<モニタリング実施標準期間のさらなる短縮にあたっては、担当件数の上限と適正な単価設定が不可欠>
	『相談支援専門員の人材確保』	[相談支援事業所での相談支援専門員の人材確保意識の高まり]	<改定により相談支援専門員の業務量が増えたため、相談支援事業所での人材確保に対する意識が高まった>
		[相談支援専門員の増員検討]	<モニタリング回数の増加に対応するため、相談支援専門員を増やすことを検討している>
【サービス事業所との関係・連携の変化】	『事業所との信頼関係の深まり』	[事業所との接触増による関係性の強化]	<事業所への訪問が増え、信頼関係が深まった>
			<事業所と会う機会が増え、状況把握や関係強化ができています>
			<事業所と会う回数が増え、関係の質が高まり、その結果として利用者支援の質が高まる>
		[入所施設との関係の深まり]	<施設の場合、半年1回訪問となったことで、相談員と施設職員との関係がより密になり、率直に意見交換できるようになった>
	『相談支援専門員・事業所間の情報共有の充実』	[相談支援専門員・事業所の双方向の情報交換の増加]	<事業所との情報共有が容易になり、事業所からの連絡も増えた>
			<顔の見える関係で話しやすくなり、相互の情報交換が増えた>
			<事業所からの報告が増え、双方向のやりとりが増えた>
		[タイムリーな状態での状況共有とモニタリング内容の充実]	<訪問回数が増えたことで一回当たりの時間は短かくとも事業者とお互いにタイムリーに状況共有することができ、確認内容の密度が濃くなった>
	『過去の状況確認から予防的・未来志向のアプローチを行うモニタリングへの変化』	[過去の状況報告的なモニタリングからの転換]	<モニタリングが過去に発生した問題を報告しあうだけの場ではなくなった>
		[予防的なモニタリングへの転換]	<支援者それぞれが抱える利用者支援に関する困りごとを共有することで、前向きな発想で予防策を予測して対応できるようになった>

『事業所からの提案に基づく計画の変更・計画の充実化』	[事業所間での主体的な連携・調整の実施]	<相談支援専門員主導ではなく、事業所間で主体的に利用者支援についての提案・調整が行われるようになった>
	[事業所からの提案によるサービス等利用計画の充実]	<事業者側から自発的に提案や相談をしてくれるようになり、サービス等利用計画の充実につながっている>
『顔の見えるチームケアへの転換』	[顔の見える関係で支援方針を共有]	<事業所への訪問やモニタリング時担当者会議の開催などで事業所の利用支援に対する理解が深まり、支援方針が明確になった> <サービス提供時モニタリング加算により事業所との接触が増え、利用者への支援方針の統一が図れる>
	[チームでの統一した利用者支援方針の共有]	<事業所・相談支援専門員が利用者支援に対して同じ考えのもと支援を展開できている>
	[連携がとりにくい事業所の存在]	<事業所との連携が密になったところもあれば、訪問を断られるなど、そうでないところもある>
『相談支援専門員に対する事業者・行政の依存的態度の出現』	[行政の相談支援専門員に対する行政の依存的態度の出現]	<行政も相談支援専門員に本来行政が行うべき手続き等を依存してくる>
	[事業所の相談支援専門員に対する事業者の依存的態度の出現]	<相談支援専門員に対して、事業者が利用者への関り方等について依存してくるようになった>

### 研究3. 巻末資料5.

■研究3. 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者からみたモニタリング実施の実態。サービス管理責任者の結果

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
【利用者への支援で核としていること】	『障害特性の重視』	[利用者自身の障害理解・受容の重視]	<利用者自身の障害理解・受容を訓練の要にしている>
		[利用者自身の障害理解・受容の重視]	<利用者の得意なこと（強み）に着目して支援を行いつつ、できないこと・失敗したこと（弱み）も長所として認識できるよう支援する>
		[利用者の障害の個別性の理解]	<利用者の障害の特性・個別性を重視して関わる。カンファレンスや学習会等で利用者それぞれの障害特性（個別性）の理解を深める>
	『利用者の目標・希望の重視』	[サービス等利用計画に基づく利用者の目標・希望の重視]	<サービス等利用計画をもとに利用者の目標・希望を把握し、それが実現できるよう支援する>
		[利用者の自己実現の支援]	<利用者本人の「思い」がかなえられるように支援する> <利用者が自ら目標を見つけて行動していけるよう支援する>
	『利用者の状態像にあった支援』	[利用者の自信につながる達成可能な小目標の設定]	<サービス等利用計画に記載された目標をベースとしつつ、サービス事業者として達成しやすい小目標を設定し、利用者に自信を持たせる>
		[利用者の状態像にあった支援]	<計画記載の目標達成は短期ではできないため、日々達成可能なことをプランニングし、利用者の状態にあった支援を行う> <利用者の障害や生活態様を把握し、必要な支援を行う>
	『チームでの利用者支援（チームケア）』	[関係機関と連携した利用者の生活課題等の把握]	<利用者を取り巻く関係機関と連携し、利用者が抱える課題等を把握する>
		[相談支援専門員との連携による利用者人物像の共有]	<相談支援専門員から利用者等に関する客観的な視点からの助言をもらったり、細かな変化や課題等を情報共有しつつ、利用者の人物像を把握・共有できるようにする>
【サビ管からみた】	『チームケアを意識したモ	[関係者間での利用者情報の共有と対応検討の充実]	<関係者がそれぞれの現場での利用者の状況を報告・共有し、利用者の在宅生活維持に向けた方針検討を重ねることで、サービス全体の質の向



	ニタリングの実施』		上につなげることができる>
			<課題について自事業所だけでなく、外部からも情報等を得て解決していく>
		[相談支援専門員による的確な状況把握と共有]	<相談支援専門員が利用者の状況をしっかりと把握し、事業所と丁寧に情報共有する>
	『タイミングに配慮したモニタリングの実施』	[定期的な振返りの実践]	<長期利用が多いため、利用者も含めて節目でしっかりと確認を行う>
【サビ管が捉えた改定後の相談支援専門員の変化】	『利用者の相談支援専門員に対する認識の変化』	[利用者の相談支援専門員に対する認識は、相談できる人へと変化]	<モニタリング頻度増により、利用者が相談支援専門員のことを身近に感じ、かつ相談できる人として認識するようになってきている>
	『相談支援専門員が有する利用者情報の充実』	[事業所訪問時におけるモニタリング対象者以外の利用者への声掛け・状況把握]	<事業所訪問の際に、他の利用者(モニタリング月にあたっていない利用者)についても様子を見たり、声掛けをし、次回のモニタリングに反映してくれている>
		[利用者情報の詳細把握]	<モニタリング頻度が高まり、相談支援専門員が利用者のことを詳細に把握してくれるようになった>
			<相談支援専門員が利用者と接する機会が増え、利用者についての課題整理がしやすくなった>
	『相談支援専門員と事業所(サビ管)との接触頻度の増加』	[相談支援専門員と事業所(サビ管)との接触頻度の増加]	<相談支援専門員の事業所への訪問回数が増えた>
			<相談支援専門員と以前より頻回にやりとりするようになった>
『改定に対する相談支援専門員(相	[改定に対応できていない相談支援専門員(事業所)との連携不足]	<訪問頻度が高まった相談支援専門員(相談支援事業所)とは親密度が増すがそうでないところは全く取れない>	

談支援事業所)の取り組みの温度差』	[改定に対応できていない相談支援専門員(相談支援事業所)の存在]	<モニタリング標準実施期間の改定に対応できていない相談支援専門員・事業者がいる> <改定を踏まえて事業所訪問を頻回に行うか否かは相談支援専門員ごとに異なる>
	[相談支援専門員(相談支援事業所)のモニタリングの質の格差拡大]	<相談支援専門員(相談支援事業所)によって、改定を踏まえて熱心に取り組むところとそうでないところがあり、モニタリングの質の格差が広がっている>
『相談支援専門員の業務量・負担感の増加』	[担当者会議等の日程調整の負担増]	<相談支援専門員が担当者会議等の関係者の日程調整で苦勞している>
『改定による相談支援事業所の収入増』	[規定以上に行っていた訪問活動に対する報酬の付与(タダ働きが評価された)]	<以前からモニタリングを丁寧に実施していた相談支援専門員については、改定によって報われた面がある>
『相談支援専門員との信頼関係の深まり』	[相談支援専門員との接触増による関係性の強化]	<頻回な事業所訪問により、話しやす関係になり、情報交換がしやすくなった>
		<相談支援専門員とのやりとりが増えて関係性が深まり、利用者の情報を積極的に聴くようになった>
		<モニタリング頻度が高まり、頻繁に相談員とやりとりができ、支援や相談がしやすくなった>
		<相談支援専門員との接触増により関係性が深まり、電話での相談もしやすくなった>
『事業所・相談支援専門員間の情報共有の充実』	[相談支援専門員からの積極的な情報収集]	<相談支援専門員も事業所に対して気軽に状況確認等の連絡をしてくることが増えた>
	[タイムリーな状態で状況共有とモニタリング内容の充実]	<相談支援専門員が頻繁に訪問して得たタイムリーな情報を共有してくれるようになり、利用者への支援がやりやすくなった>
	[利用者の生活の全体像把握に役立つ情報交換の実施]	<モニタリング頻度増により、相談支援専門員とタイムリーに利用者の課題を共有できたり、事業所が知らない利用者の生活状況等を教えてもらえるようになり、利用者の生活の全体像がつかみやす

			<p>&lt;なくなった&gt;</p> <p>&lt;改定前より相談支援専門員からの情報提供が増え、家庭での生活状況等を含めた利用者の全体像を知ることができるようになった&gt;</p>
『チームケアの充実』	[相談支援専門員・事業所が双方に支援しあう関係の構築]	<相談支援専門員と事業所それぞれが行う利用者支援に対して、双方がフォローしあえる関係になった>	
	[チームでの統一した利用者支援方針の共有]	<p>&lt;モニタリング頻度増により、関係者でタイムリーに利用者の情報を共有し、同じ方向性で支援できる&gt;</p> <p>&lt;相談支援専門員が利用者支援の全体を調整し、自事業所と他機関等との役割分担を明確にしてくれるようになった&gt;</p>	
	『サービス提供の充実』	[個別支援計画の充実]	<p>&lt;利用者に関する情報が増え、内容の濃い個別支援計画が策定できるようになった&gt;</p> <p>&lt;モニタリング増により個別支援計画の再確認・振り返りをする機会が増えた&gt;</p>
		[他事業所と統一した方法でのサービス提供]	<p>&lt;相談支援専門員から、利用者に対する他の事業所でのサービス提供方法等を聞き、統一したやり方で提供するようになった&gt;</p> <p>&lt;密な情報共有により、利用者の状況を適切に捉えたサービス提供ができるようになった&gt;</p>
	『事業所内での情報収集・情報共有の充実』	[モニタリングに向けた事業所内での情報整理・振り返りの実施]	<p>&lt;モニタリングの際に相談支援専門員と情報共有するために、事業所内で情報整理し振り返りを行う機会が増えた&gt;</p> <p>モニタリング等で相談支援専門員と情報共有するために、事業所内での情報収集・整理を日々しっかり行うようになった。</p>
		[モニタリングに向けた積極的な情報収集]	<モニタリングに向けて利用者の情報収集を積極的に行うようになり、メリットも多い>
『利用者・事業所間の個別調整の円滑化』	[利用者・事業所間の個別調整の円滑化]	<自事業所の利用頻度が低い利用者について、相談支援専門員から情報を得たり、相談支援専門員を介して調整ができるようになった>	
		<相談支援専門員が把握した情報を事業所と共有してくれるようになり、利用者が複数の事業者と同じ情報を個別に伝えるストレス等が減り、事業所としても支援がしやすくなった>	

### 研究3. 巻末資料6.

■研究3. 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者からみたモニタリング実施の実態. 児童発達支援管理責任者の結果

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
【利用者への支援で核としていること】	『利用者の目標・希望の重視』	長期的な目標・課題を見据えた支援	現在の主訴だけでなく、長期的な目標・課題を利用者とともに考え、将来につなげることを考慮して支援する.
		利用者の希望（思い）の重視	利用者本人の「思い」を中心に考える. 意思疎通が難しい利用者については家族等と利用者の将来像を見据えつつ、可能な限り本人の「思い」を大事にする.
【児童発達からみた質の高いモニタリング】	『チームケアを意識したモニタリングの実施』	関係者からの多様な情報収集と客観的な分析	相談支援専門員が、保護者・保育所・幼稚園等、学校、サービス事業所等の関係者から多様な情報を収集し、利用者の人物像や必要な支援を客観的に整理・分析する.
		相談支援専門員としての方針の提示	相談支援専門員が、関係者から収集した多様な情報に立脚しつつ、利用者の希望にこたえるだけでなく、相談支援専門員としての考えを持って今後の方針を提案できる.
		利用者の個別性に適したタイミングでのモニタリング実施	利用者の個別性を大事にし、必要なときに必要なタイミングで実施する.
【改定後の相談支援専門員の変化】	『相談支援専門員が有する情報の充実』	相談支援専門員が有する事業所情報の充実	事業所を頻繁に訪問している相談支援専門員は、各事業所の特徴をよく把握し、利用者にとって最適な事業所を選択できている.
		相談支援専門員が有する利用者情報の充実	相談支援専門員によっては、改定の趣旨を踏まえて利用者や事業所の訪問等を頻回に行って利用者情報を収集し、モニタリングが充実できている.
	『改定に対する相談支援専門員（相談支援事業所）の取り組みの温度差』	相談支援専門員（相談支援事業所）のモニタリングの質の格差拡大	相談支援専門員が改定の趣旨をよく理解しているか否かによってモニタリングの質の違いがでる.
		相談支援専門員（相談支援事業所）のモニタリングの質の格差拡大	関係性が深まったか否かは相談支援専門員によりまちまち. 接触頻度の低い相談支援専門員には相談しにくい.

		改定に対応できていない相談支援専門員の存在	改定を踏まて事業所訪問を頻回に行うか否かは相談支援専門員ごとに異なる。
	『相談支援専門員の業務量・負担感の増加』	相談支援専門員の業務量・負担感の増加に対する懸念	改定により多忙となるため、相談支援専門員が潰れてしまったり、相談支援の質が低下したりすることが心配。
	『相談支援事業所での人員確保』	相談支援専門員の増員検討	改定により多忙となるため、相談支援専門員の人数は増えるだろう。
【相談支援専門員との関係・連携の変化】	『相談支援専門員との信頼関係の深まり』	事業所のモチベーション向上につながる連携関係の構築	優秀な相談支援専門員は事業所ごとの特徴を踏まえてサービス提供を依頼してきてくれるため、そのことが事業所のモチベーション向上につながっている。
		相談支援専門員との接触増による関係性の強化	事業所訪問増により相談支援専門員をより身近に感じるようになった。
		相談支援専門員との接触増による関係性の強化	事業所との接触頻度が高い熱心な相談支援専門員とは情報共有がしっくりでき、課題等も話しやすい。
	『事業所・相談支援専門員間の情報共有の充実』	サービス提供の現場を見ることによる情報共有の円滑化	サービス提供時モニタリングにより相談支援専門員にサービス提供の現場を実際に見てもらうことでその後の情報共有がしやすくなる。
		利用者の生活の全体像把握に役立つ情報交換の実施	モニタリング頻度が高い事業所の相談支援専門員とは利用者に関する情報共有が密にできている。
	『チームケアの充実』	チームでの統一した利用者支援方針の共有	相談支援専門員との連携が深まることで、利用者への支援に一体感を持たせるための学校等の他の関係機関との連携がしやすくなった。
		チームでの統一した利用者支援方針の共有	相談支援専門員が課題をしっかりと解決につなげてくれる

【サビ管・児発管の事業所内での仕事の仕方の変化】	『サービス提供の充実』	個別支援計画の充実	モニタリング増によりサービス等利用計画・個別支援計画の内容がより利用者の状況に応じたタイムリーなものとなっている。
	『事業所内での情報収集・情報共有の充実』	サービス充実につながる情報の事業所内での共有	相談支援専門員から聞いた他事業所の取組事例等をサービス提供の現場にフィードバックする機会が増える。
	『事業所内での情報収集・情報共有の充実』	事業所から相談支援専門員への積極的な情報提供意識の芽生え	頻回に事業所訪問してくれる熱心な相談支援専門員には、利用者の些細な変化でも伝えたいと思う。
	『管理者(児発管)としての負担感の増加』	管理者(児発管)としての負担感の増加	サービス管理責任者の多くが支援業務も兼務するプレイングマネージャーで多忙であり、モニタリング頻度増に対応していけるか不安。
		形式的なモニタリングへの対応による負担増への危惧	サービス管理責任者としてモニタリング増への対応の負担感が強い。形式的に頻回なモニタリングを行う相談支援専門員が増えないか危惧する。
『事業所での人材確保』	児発管が管理業務に集中できる事業所の人員体制充実	児発管はプレイングマネージャーが多いため、本来の自発管としての業務に集中できるよう、現場対応スタッフ等増員等の人員体制の充実が必要である。	
【相談支援専門員とともに現に行っている工夫】	6-3_家庭や学校との連携について	相談支援専門員・事業所の連携による家庭(保護者)への介入・支援	発達障害等の支援緊急度が高い児童への支援は家庭との連携が重要(事業所での支援を家庭にどうつなげるか)。 相談支援専門員・自発管が連携を密にとり家庭に介入・支援するようにしている(=モニタリング頻度増)
	6-3_家庭や学校との連携について	学校側の連携意識の温度差	児童への支援は学校との連携も重要だが、学校側の対応はまちまちで、消極的(受け身)の学校が多い。
	6-1_柔軟なモニタリング期間の設定について	緊急度が高い児童に対する柔軟なモニタリング期間の設定	児童のモニタリング期間は6ヵ月だが緊急度の高い児童については、サービスの利用頻度をあげる=モニタリングの頻度もあげる という対応をしている。

## 研究4. 巻末資料7.

■研究4. 2020年度研究 全国の相談支援事業所に送付する質問紙票等一式

令和2年4月

事業者各位

国際医療福祉大学大学院  
医療福祉経営専攻 教授 石山 麗子

2020年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者総合政策研究事業）  
「計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の  
改定に伴う効果検証についての研究」  
に係る計画相談支援事業者等調査  
ご協力をお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、国際医療福祉大学大学院では、「厚生労働科学研究費補助金（障害者総合政策研究事業）」の一環として、標記調査を実施することといたしました。

本調査は、平成30年度報酬改定において変更された計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う影響等を把握し、今後の政策を検討する際の参考資料とすることを目的に実施するものです。

回答頂きました内容は、本調査における検討・分析のためにのみ活用するものとし、個別の回答結果が第三者に漏れることがないように、国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授 石山 麗子の責任において管理いたします。

御多用中のところ誠に恐れ入りますが、上記主旨をご理解いただきました上で、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

### 【本調査に係るご連絡先】

**（調査実施業務委託機関） 株式会社サーベイリサーチセンター**

**「計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究」調査事務局**

電話：0120-901-849（月～金曜日（祝日を除く）、10時～12時・13時～17時）

2020年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者総合政策研究事業  
計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究

# 回収期限延長

新型コロナウイルスの影響 / 緊急事態宣言の発令を踏まえ  
回収期限を変更します。

変更前： 令和2年5月20日 ※調査票記載の期日

変更後： 令和2年 **6月3日**

厚生労働省が行う社会保障審議会の基礎資料として使用予定の調査です。

ご多忙とは存じますが、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【本調査に係るご連絡先】

(調査実施業務委託機関) 株式会社サーベイリサーチセンター

「計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究」調査事務局

電話：0120-901-849 (月～金曜日(祝日を除く)、10時～12時・13時～17時)



2020年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者総合政策研究事業）

## 『計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う 効果検証についての研究』

### 【調査へのご協力に関するお願いと説明】

この調査は平成30年度報酬改定において変更されたモニタリング実施頻度の改定による影響を調査するものです。ご回答いただく内容は、よりよいサービスを目指していくための貴重な情報となるものであり、今後の報酬改定の基礎資料となる、たいへん重要な調査です。ご多忙のところ、お手数をおかけして恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、ご協力に心より御礼申し上げます。

#### 1. 調査票の提出期限：2020年5月20日（水）までに投函してください。

#### 2. 調査票の記入に関するお願い

- ・本研究には3種類の調査票があります。各調査の全ての項目が記入され、3種類の調査票がセットで提出されることによって成立します。
- ・調査票に未記入項目や、指定外の記入がある場合にはせっかくの回答も無効となる場合があります。
- ・設問の指示にそってご回答くださいますようご協力をお願い致します。
- ・ご不明点は、下記にご連絡ください。

#### 【本調査に係るご連絡先】

（調査実施業務委託機関）株式会社サーベイリサーチセンター  
「計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究」  
調査事務局  
電話：0120-901-849（月～金曜日（祝日を除く）、10時～12時・13時～17時）

#### 3. 調査票の種類・記入者・提出部数

- ・本研究の調査票は次のとおり3種類あります。
- ・「事業者票」は管理者または事業所の管理・運営を理解されている方がご記入ください。事業者票は、事業所で1部ご提出ください。
- ・「相談支援専門員票」は所属する全ての相談支援専門員がそれぞれご自身でご記入ください。提出部数は、貴事業所に所属する相談支援専門員数と同じです。
- ・「利用者情報票」は、利用者に関する情報を記入する調査票です。モニタリング実施標準期間の改定の対象となった利用者のうち、3名を選んでください。  
選び方は、この説明書の裏面「4. 利用者情報票に記載する利用者の選び方」をご参照ください。

	調査票の種類	記入者	提出部数
①	事業者票	管理者又は事業所の管理・運営者	事業所で1部
②	相談支援専門員票	事業所に所属する全ての相談支援専門員	所属する相談支援専門員数
③	利用者情報票	該当する利用者を担当する相談支援専門員	相談支援専門員1人につき3部

↳ 2019年4月～9月の間に、児童で実施標準期間よりも短縮したケースがある場合には、利用者3名のうち、1名は児童を含めてください。

#### 4. 「利用者情報票」に記入する利用者の選び方

**Step1** 2019年4月～9月の間に、児童でモニタリング実施標準期間よりもモニタリング期間を短縮したケースがある場合には、提出する3名のうち、1名は児童を含めてください。

※ 児童で複数の該当ケースがある場合には五十音順に早い利用者を選びます。

※ 児童で該当ケースがない場合には、3名とも一般の利用者としてください。

**Step2** 「相談支援専門員表. 設問4」で回答した、**モニタリング実施標準期間の改定の対象となった児童以外の利用者の中から**、以下の手順で調査対象の利用者が合計3人となるように選んでください。

①モニタリング実施標準期間の変更になった利用者をリストアップします。

②相談支援専門員の担当ごとに五十音順に早い利用者を合計3名選びます。

**留意点** ○ 「利用者情報票」は、利用者1名につき、1部使用してください。

○ 利用者3名分を記入すると、利用者情報票は3部となります。

○ 調査票が不足する場合には、問い合わせ先にご連絡いただくか、コピーしてご使用ください。

○ モニタリング実施標準期間の改定に該当する利用者が3名に満たない場合は、2名又は1名でも結構です。

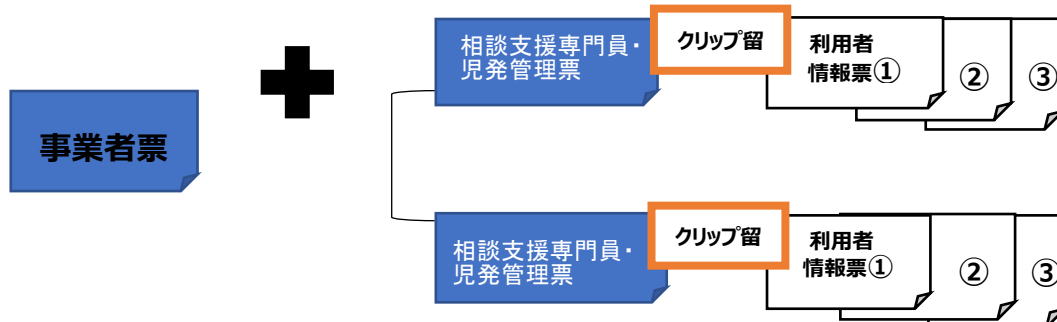
#### 【参考】モニタリング実施標準期間の改定の対象

対象者	旧基準	見直し後		
		30年度～	31年度～	
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ		
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的の支援が必要な者	1月間		
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間		
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、 地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間		

## 5. 提出の方法

・3種の調査票（①[事業者票]，②[相談支援専門員票]，③[利用者情報票]）をセットにしてご提出ください。

- ・相談支援専門員票は，所属する相談支援専門員の人数分あるかご確認ください。
- ・利用者情報票は相談支援専門員 1 人につき，利用者 3 名分ずつご記入ください。



[事業者票]	+	[相談支援専門員・児発管理票]	+	[利用者情報票]
事業所で 1 枚		相談支援専門員・児発管理ごと		相談支援専門員 1 名につき
管理者が記入		相談支援専門員・児発管が記入		該当する利用者 3 人

この調査に関する説明書をお読みいただき，ありがとうございます。

2020年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者総合政策研究事業）

『計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証  
についての研究』 計画相談支援事業者票

【提出期限：2020年5月20日（水）までに投函をお願いします】

■ 貴事業所の2019年9月時点における計画相談支援の活動状況（該当する番号1つに○）

1 活動中	2 休止中、廃止
3 当該サービスを実施していない	

選択肢3を選ばれた場合は、本調査一式に対する回答は不要です。すべての調査票を破棄してください。

■ 貴事業者の所在地

都・道・府・県	市・町・村
---------	-------

■ 本調査をご記入になるご担当者をご連絡先を記入してください

電話番号	— —	FAX番号	— —
メールアドレス	@		
担当者	部署 役職	(フリガ ナ)	

貴事業者の基本情報

設問1. 事業者を運営する法人の種別について、2019年9月時点の情報をご記入ください。  
事業者を運営している法人の種別を回答してください。（1つに○）

1 都道府県，市区町村，広域連合，一部事務組合	2 社会福祉協議会
3 務組合	4 医療法人
5 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	6 特定非営利活動法人（NPO）
7 営利法人（株式・合名・合資・合同会社） その他の法人（ ）	

また、事業者の設置法人と運営法人が異なる場合（委託、指定管理等）は、設置法人の種別も回答してください。（回答欄の該当する番号1つに○，設置法人と運営法人が同じ場合は回答不要）

設置法人の種別	1	2	3	4	5	6	7
---------	---	---	---	---	---	---	---

設問2. 2019年9月時点の、貴事業者の相談支援業務における下記の指定等の状況について

事業所の相談支援専門員の配置状況について、回答ください。各相談支援専門員の常勤及び非常勤の状況について当てはまるものを○で囲み、配属されている事業について当てはまる欄に○をつけてください。

相談支援専門員	常勤 ／ 非常勤	配属事業										
		支援 指定 特定 相談支	援 指定 一般 相談支	支援 指定 障害 児相談	自立 生活 援助	事業 障害 者相談 支援	センター 基幹 相談 支援セ	居宅 介護 支援	センター 地域 活動 支援セ	相談 支援 事業	生活 困窮 者自 立	その他 障害 福祉 サー ビス 等
例	○常・非	○		○	○	○						
1	常・非											
2	常・非											
3	常・非											
4	常・非											
5	常・非											
6	常・非											
7	常・非											
8	常・非											
9	常・非											
10	常・非											

設問3. 貴事業者におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数等について

(1) 貴事業者における2018年9月時点のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約者数

サービス等利用計画	サービス利用支援	継続サービス 利用支援	契約者総数	相談支援専門員の員 数
		件	件	人
障害児支援利用計画	障害児支援 利用援助	継続障害児支援 利用援助	契約者総数	
	件	件	人	

(2) 貴事業者における2019年9月時点のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約者数

サービス等利用計画	サービス利用支援	継続サービス 利用支援	契約者総数	相談支援専門員の員 数
		件	件	人
障害児支援利用計画	障害児支援 利用援助	継続障害児支援 利用援助	契約者総数	
	件	件	人	

「事業者票」の記入にご協力いただき、ありがとうございました。



## 提出期限は 2020 年 5 月 20 日（水）

### 【説明】 利用者情報票の記入について

#### 平成 30 年度報酬改定モニタリング実施標準期間の改

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的の支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

#### 【本調査に係るご連絡先】

（調査実施業務委託機関）株式会社サーベイリサーチセンター

「計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究」調査事務局

電話：0120-901-849（月～金曜日（祝日を除く）、10時～12時・13時～17時）

- このシートに記載する利用者の選出方法は、【説明書】「調査に関するお願いと説明」に記載されていますのでご確認ください。
- 「利用者情報票」は、1人の相談支援専門員につき、利用者3名をご記入ください。  
※3名の利用者情報を記入する場合には、利用者情報票は3枚となります。

## 設問1. 利用者に関する基本情報

2019年9月1日時点の利用者の年齢（ 歳）	利用者の性別（男・女）	障害支援区分（ ）
障害種別（身体・知的・精神・発達・重症心身・難病 ↳（視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害） ↳（病名： ）		
計画相談支援開始以前からの関わりの有無：有（①障害者相談支援事業 ②地域移行支援 ③その他 ）・無		
紹介経路：①本人 ②家族 ③行政 ④施設 ⑤医療機関 ⑥サービス事業所 ⑦学校 ⑧地域住民 ⑨（その他 ）		
事業所としての契約年月（ 年 月）	2019年9月時点であなたが関わった期間（ 年 月）	

設問2. この利用者が平成30年報酬改定で計画相談支援等のモニタリング実施標準期間が変更となった項目のうち、2019年9月時点で利用していたサービスをお答えください。レを記入してください。（複数回答）

<input type="checkbox"/>	居宅介護	<input type="checkbox"/>	行動援護	<input type="checkbox"/>	同行援護	<input type="checkbox"/>	重度訪問介護	<input type="checkbox"/>	就労定着支援
<input type="checkbox"/>	自立訓練	<input type="checkbox"/>	就労移行支援	<input type="checkbox"/>	短期入所	<input type="checkbox"/>	自立生活援助	<input type="checkbox"/>	日中サービス支援型共同生活援助
<input type="checkbox"/>	のぞみの園	<input type="checkbox"/>	障害者支援施設	<input type="checkbox"/>	療養介護	<input type="checkbox"/>	重度障害者等包括支援	<input type="checkbox"/>	

設問3. この利用者のモニタリング実施頻度について、下記の各年の4月～9月の合計回数をお答えください。

	実施した回数の合計	自治体が支給決定した回数の合計	理想だと思う回数の合計
2019年4月～9月			
2018年4月～9月			

設問4. 設問3で実施した回数の合計・自治体が支給決定した回数の合計・理想だと思う回数の合計が異なった場合、乖離が生じた理由を下記のうち最も近いものを選び、レを記入してください。（一つ） ※乖離がない場合には、設問5に進んでください。

<input type="checkbox"/>	自治体の判断	<input type="checkbox"/>	業務多忙で対応困難	<input type="checkbox"/>	利用者が望まない	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
--------------------------	--------	--------------------------	-----------	--------------------------	----------	--------------------------	--------

設問5. この利用者のモニタリングの実施状況について、あてはまるものを選んでください。（それぞれ一つ）

①本人以外のモニタリング対象	<input type="checkbox"/> サービス事業所 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他（ ）
②直近のモニタリングの所要時間	<input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 1時間未満 <input type="checkbox"/> 2時間未満 <input type="checkbox"/> 3時間未満 <input type="checkbox"/> 3時間以上
③主なモニタリング実施場所	<input type="checkbox"/> 自宅訪問（グループホーム、障害者支援施設を含む） <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> サービス事業所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 電話・FAXのみ <input type="checkbox"/> その他（ ）
④上記までの片道の移動時間	<input type="checkbox"/> 15分未満 <input type="checkbox"/> 30分未満 <input type="checkbox"/> 45分未満 <input type="checkbox"/> 60分未満 <input type="checkbox"/> 60分以上
⑤報酬改定以降、モニタリング実施に合わせてサービス担当者会議を実施したことの有無	<input type="checkbox"/> あり →⑥へ、 <input type="checkbox"/> なし →⑦へ
⑥モニタリング実施時に行ったサービス担当者会議の所要時間（日程調整・記録含む）	平均 分
⑦報酬改定以降、サービス提供時モニタリングを実施したことの有無	<input type="checkbox"/> あり →⑧へ、 <input type="checkbox"/> なし →次頁設問6へ
⑧サービス提供時モニタリングの平均的な所要時間（日程調整・実施後の記録を含む）	平均 分



設問 6. No.①~No.⑳の設問は、**この利用者に関し**、モニタリング実施標準期間の改定による影響について、あなたの印象をお聞きするものです。下記の[ ]の選択肢のうち一つを選んで、評価欄の数字に○をつけてください。

[ 選択肢： 1.そう思う 2.そう思わない 3. 家族はいない ]

※印項目は家族についての設問です。家族がない場合には評価欄に「3」を記載してください。

No.	項目	評価
例	本人から制度について聞かれることが増えた ※問はすべて、 <b>この利用者に関して</b> 、です。	① 2.
①	本人から制度について聞かれることが増えた	1. 2.
②※	ご家族から制度について聞かれることが増えた	1. 2. 3
③	本人が相談支援専門員の顔を覚えてくれた	1. 2.
④※	ご家族が相談支援専門員の顔を覚えてくれた	1. 2. 3
⑤	本人から親近感をもってもらえるようになった	1. 2.
⑥※	ご家族から親近感をもってもらえるようになった	1. 2. 3
⑦	本人からの不安を訴える電話が減った	1. 2.
⑧※	家族からの不安を訴える電話が減った	1. 2. 3
⑨	自宅に訪問しやすくなった	1. 2.
⑩	本人にサービス事業所の違いをわかってもらえた	1. 2.
⑪※	家族にサービス事業所との違いをわかってもらえた	1. 2. 3
⑫※	親や家族に現状報告をしやすくなった	1. 2. 3
⑬	サービス事業所からの情報提供が増えた	1. 2.
⑭	相談支援専門員がサービス事業所に問い合わせる機会が増えた	1. 2.
⑮	サービス事業所からの相談が増えた	1. 2.
⑯	以前よりサービス担当者会議を行うようになった	1. 2.
⑰	相談支援専門員として予測に基づく支援ができるようになった	1. 2.
⑱	相談支援専門員が、利用者の今使っているサービスへの満足度がわかった	1. 2.
⑲※	相談支援専門員が、家族のサービスへの家族の満足度がわかった	1. 2. 3
⑳	相談支援専門員として新たなニーズが見えた	1. 2.
㉑	利用者の成長（変化）がみえるようになった	1. 2.
㉒	モニタリングしたことでサービス等利用計画の変更に至った	1. 2.
㉓	サービス量が増えた、又は減ったことにより、適切なサービス量に近づいた	1. 2.
㉔	モニタリング回数が増え、利用者がストレスを感じるようになった	1. 2.
㉕※	モニタリング回数が増え、家族がストレスを感じるようになった	1. 2. 3
㉖	変化のないケースでは、変化がないことを確認する機会となり相談支援専門員として辛い	1. 2.
㉗	サービス管理責任者等が忙しくなったようだ	1. 2.
㉘	請求事務が大変になった	1. 2.

調査へのご協力をいただき、ありがとうございました。

## 研究成果の刊行に関する一覧表

## 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出 版 地	出 版 年	ページ
なし							

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					